

若手研究者海外挑戦プログラム事業 採用者各位

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
若手研究者海外挑戦プログラム採用者への特例措置等について (通知)

平素より本事業の円滑な運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

独立行政法人日本学術振興会は、新型コロナウイルス感染症の影響により採用者本人の責によらず受入研究機関での研究実施が困難になった場合等を考慮し、若手研究者海外挑戦プログラムの実施要項及び『若手研究者海外挑戦プログラム遵守事項及び諸手続の手引 (令和 2 年 1 2 月)』の取扱いについて特例措置を下記のとおり講じることとしました。

本通知には、令和 3 年度内に実施する内容等について記載しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響は、採用者の採用年度や渡航状況等により異なるため、それぞれの状況を踏まえた特例等の措置を講じます。

については、該当する採用年度への措置内容を承知の上適用を希望する場合は、別紙に記載した指示に従い、必要書類等を本件担当宛ご提出ください。各種必要書類等の提出が無い採用者については、特例措置が認められませんので、ご注意ください。

記

1. 対象者

若手研究者海外挑戦プログラムの令和 2 年度採用者及び令和 3 年度採用者 (採用内定者を含む)

2. 特例措置等の内容

別紙参照

(本件担当)

(独)日本学術振興会人材育成事業部人材育成企画課
若手研究者海外挑戦プログラム担当

TEL : 03-3263-0189

E-mail : toku-haken@jsps.go.jp

※お問い合わせは原則メールでお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
若手研究者海外挑戦プログラム採用者への特例措置等について

1. 目的等

若手研究者海外挑戦プログラム（以下「本プログラム」という。）は、海外という新たな環境へ挑戦し、海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供する事業です。

本特例措置等は、本プログラム採用者（一部採用内定中の者を含む。以下まとめて「採用者」という。）が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度中の渡航の見通しが立たない等、本人の責によらず渡航を延期等せざるを得ない場合に必要な措置を講じるものです。

また、本特例措置等は、若手研究者海外挑戦プログラム実施要項（以下「実施要項」という。）及び『若手研究者海外挑戦プログラム遵守事項及び諸手続の手引（令和2年12月）』（以下「手引」という。）の取扱いの特例として実施するものであり、以下に記載のない事項は全て実施要項及び手引に基づき実施します。

2. 渡航年度の延期【令和3年度採用内定者のうち、未渡航の者向け】

① 適用条件

本措置は、以下の一又は二のいずれかに該当するために、本通知発出時点で採用年度内の渡航の見通しが立たないことにより、令和3年度中に採用を開始することができない令和3年度採用内定者を対象とします。

- 一 派遣先の国・地域の公的機関の通達等により、当該国・地域への入国を拒否されたあるいは当該国・地域からの退避を求められた採用者で、渡航延期あるいは派遣開始の延期又は再渡航が不可能である等の理由により日本に滞在せざるを得ない者
- 二 派遣先機関の通達等により、当該機関における研究実施が困難になった採用者で、渡航延期あるいは派遣開始の延期又は再渡航が不可能である等の理由により日本に滞在せざるを得ない者

② 必要書類

令和4年度中の採用開始を希望する場合は、以下3点の書類を速やかに本会宛メールで提出してください。提出に当たっては、指導教員や受入研究者に加え、所属機関の事務担当者とも調整をお願いいたします。

- 1) 申請理由書（指定様式有。電子媒体）
- 2) 受入研究機関又は受入研究機関が所在する国・地域における新型コロナウイルスの影響により、本件特例措置の申請時点において、令和3年度内に渡航することが困難である状況が客観的に確認できる文書（当該国・地域又は当該機関からの通知文書やメールの写し等とし、

書式任意。電子媒体)

- 3) 受入研究機関又は受入研究機関が所在する国・地域における新型コロナウイルスの影響により、令和3年度内の渡航が困難であるために令和4年度に渡航を開始することを受入研究者が推奨又は依頼している旨がわかる文書（通知文書やメールの写し等とし、書式任意。電子媒体)

※2) 及び3) が英語以外の言語で記載されている場合は、英訳又は和訳を付してください。

③ 採用証明書発行手続

上記必要書類を本会に提出し、本会の許可を得た後、「海外派遣計画書（様式3）」及び「受入研究者からの受入承諾書」を本会に提出してください。（既に提出済の方も改めて提出願います。）これら書類の提出により、当該採用者が令和4年度に渡航を開始する旨を記載した採用証明書を発行する手続を行うこととします。ビザの申請等のため、当該証明書が早急に必要な場合は、速やかに本会に相談してください。

④ 令和3年度中に博士号を取得する場合（該当者のみ）

本プログラムの採用に当たっては、原則は派遣期間中も博士後期課程に引き続き在籍していることが必要です。しかしながら、令和3年度中に博士号を取得する令和3年度採用者については、令和3年4月1日の時点で博士後期課程に在籍する者という、令和3年度採用者としての採用の条件を満たす場合に限り、本プログラムの申請に当たってのQ&Aの5.に記載したとおり

（参考 URL→https://www.jsps.go.jp/j-abc/data/boshu/kcp_qa.pdf）、博士号取得後、博士後期課程には在籍していなくとも、例外的に今回の特例措置（渡航開始の延期）の対象とします。

特例措置（渡航開始の延期）に申請・承認後、令和4年度に実際に渡航する際は、令和3年度採用者としての申請資格のうち、「①2021年4月1日現在、我が国の大学院博士後期課程に在籍する者」であったことを確認するため、申請時に所属していた大学院博士後期課程の修了証明書を提出してください。

また、博士号取得に伴い令和4年度からの所属機関等が変更になる場合は、以下の情報を本プログラム担当宛ご連絡ください。

- ・変更後の所属機関・部局名：
- ・変更後の所属機関での身分名称：
- ・変更後の所属機関において、本プログラムの申請受付を行う方（以下、「担当者」という。）について；
 - －担当者所属・氏名：
 - －担当者連絡先（電話番号及びEmailアドレス）：
- ・変更の年月日：

ただし、本プログラムの趣旨が、博士後期課程学生の支援であることに鑑み、本特例措置（渡航開始の延期）の適用に当たっては、博士号取得後、令和4年度に本プログラム採用者として渡航している間は、いわゆる博士研究員（ポスドク）に相当する身分として我が国の大学等研究機関に在籍することを

想定させていただく旨申し添えます。令和4年度から当該の想定が成立しない事情（※）が発生した場合は、特例措置の申請・承認後であっても特例措置の対象外としますので、事情発生後速やかに担当までご連絡ください。

（※）以下は令和2年度に実際に対象外とした例です。判断に迷う場合は、事前に担当までご相談ください。

- ・ 採用年度の翌年度4月1日から、我が国の大学等研究機関において常勤の職（助教や講師等）での採用が内定し、当該内定を受諾した
- ・ 採用年度の翌年度4月1日から、民間企業への就職が内定し、当該内定を受諾した
- ・ 採用年度の翌年度から、本プログラムでの（海外での）受入研究機関においてポスドクとして雇用されることになった、等

3. 緊急一時帰国【令和2年度、令和3年度採用者向け】 ※既に実施中の内容を含みます

本プログラムに係る渡航開始後、新型コロナウイルス感染症の影響による受入研究機関の閉鎖等のため、当該受入研究機関における研究実施が困難となり、本人の都合によらず緊急的に一時帰国を行わざるを得ない令和2年度及び令和3年度採用者については、以下のように取り扱うこととします。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による緊急一時帰国期間は、1年間を上限とします。このため、再渡航は、緊急的に一時帰国をした日（＝日本到着日）から1年後の日までに行うこととし、この日以降の再渡航は認められません。
- ・ 渡航先への再渡航に当たっては、渡航開始日から一時帰国日までの期間と再渡航後の期間とを合計して、当初の派遣期間となる滞在日数又は滞在費の最低支給対象期間である90日を超える滞在日数としてください。
- ・ 再渡航を取りやめる場合は、本会宛速やかにご連絡ください。その結果、最終的な受入研究機関での滞在日数が90日を下回る場合は、超過支給分を返納していただく必要がありますので、本会の指示に従ってください。
- ・ 再渡航に係る航空賃は、本会が支給します。支給を希望する場合は、通常時の往復航空賃の支給手続と同様、以下内容が記載されている「見積書、旅行日程表」を提出してください。また、航空券を購入する前には必ず事前に本会まで連絡し、本会の確認を受けてください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 搭乗者の氏名2. 航空機発着の日付3. 席のクラス（エコノミークラスであること）4. 航空賃 |
|--|

4. 渡航年度を延期した者の取扱い【令和2年度採用者向け】

令和2年度採用者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度への延期を本会宛申請し承認された者について、今後は以下のように取り扱うこととします。

- ・ 渡航開始の延期は、令和3年度内とします。令和4年度への再延期は認められませんので、令和3年度内の渡航開始に向けて調整を行ってください。
- ・ 令和3年度内に渡航開始ができないと考えられる場合は、令和2年度採用内定の辞退の手続きをお願いします。また、あらためて本プログラムの令和4年度採用分以降の募集への申請を希望する場合は、以下の5. ③を参照してください。

5. 共通事項【令和2年度、令和3年度採用者向け】 ※既に実施中の内容を含みます

① 購入済航空券に係るキャンセル料等の負担

新型コロナウイルス感染症の影響により、受入研究機関への渡航又は受入研究機関からの帰国のために既に購入していた航空券が使用できないことにより費用が発生した場合は、まず航空会社によるキャンセルポリシー等を確認し、同社に対し払い戻しの手続きを行ってください。当該払い戻しを受けてもなお自己負担が発生する場合は、本会が負担できる場合もありますのでご相談ください。

② 一時帰国の条件緩和

通常は一時帰国を原則として認めないこととしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により受入研究機関が所在する国・地域への再入国の拒否や、受入研究機関の閉鎖等により研究実施が困難になる等の場合は、柔軟な取扱いも考慮しています。詳細は、具体的な事情及び希望する一時帰国期間を含め本会までご相談ください。

③ 若手研究者海外挑戦プログラム令和4年度採用分（第2回）募集への申請

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度採用者のうち、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者が、令和4年度採用分（第2回）の若手研究者海外挑戦プログラムに改めて申請を希望する場合は、当該採用分の申請を特例として認めます。ただし、令和4年度分募集要項上の申請資格を満たすこと、かつ令和2年度採用者として必要な手続（派遣期間の変更手続や辞退手続等）を本会に対し速やかに実施することを前提とします。その他詳細は当該募集要項を確認してください。

- （1） 緊急一時帰国後、再渡航を取りやめた結果、渡航先への滞在日数が90日を下回る派遣期間を以て終了する者
- （2） 令和2年度採用者向け特例措置により、令和3年度中に採用を開始する旨を令和2年度中に本会に届け出た者のうち、申請を希望する者

本取扱いによりあらためて申請する場合は、電子申請システムの申請書情報のうち「研究・

職歴等」の欄において、若手研究者海外挑戦プログラムの令和2年度採用者であることを必ず明記してください。

なお、令和3年度採用者に係る取り扱いについては、令和4年度採用分募集要項に記載したとおり、令和3年度採用内定を辞退いただければと申請可能となります。

また、令和5年度採用分以降の募集については、別途検討の上、当該募集要項にてお知らせします。

6. 留意事項・その他

- ・ 本特例措置の適用期間中も、本プログラムの遵守事項等に違反した場合は、採用取消や派遣期間の途中での資格の取り消しの措置を行い、支給済の経費の返納要求を行います。
- ・ 上記2. の取扱いに関し、令和3年度採用内定者が、令和4年度中の渡航開始が困難であると判断する場合は、令和3年度採用内定を辞退の上、令和5年度採用分への申請をご検討ください。